

～改正特定非営利活動促進法（NPO法）スタート～

24年4月から認定NPO法人の申請先が 国税庁から愛媛県に変わります。

○ 認定NPO法人となるための基準

- ① パブリックサポートテスト（PST）に適合すること。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

○ PSTとは？

認定基準の緩和により次の①～③のいずれかの基準に適合すればよいこととなりました。

- ① 総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上であること。
- ② 各事業年度に3,000円以上の寄附金を平均100人以上から受けること。
- ③ 事業所所在地の市町の条例で個別指定を受けていること。

○ 「仮認定制度」が導入されます。

PSTをクリアしていなくても、他の要件を満たしていれば仮認定が受けられます。（H24.4～）

有効期間 3年（本認定は5年）
1回限り適用

○ 認定NPO法人・仮認定NPO法人への寄附者は税制上の優遇措置があります。

① 個人が認定NPO法人に寄附した場合

→ 寄附金控除を受けられます。

（国税と地方税あわせて寄附金額の最大50%が税額から控除されます。）

（寄附金額－2,000円）×50%（※）＝寄附金控除額

※住民税を含めた割合 所得税40% 住民税10%

② 法人が認定NPO法人に寄附した場合

→ 損金算入限度額の枠が拡大されます。（特別損金算入限度額：認定NPO法人にある特別枠）

（資本金等の額×0.375%＋所得金額×6.25%）×1/2

③ 相続人が認定NPO法人に寄附した場合

→ 寄附をした相続財産が非課税になります。



【お問い合わせ先】

愛媛県 県民環境部 男女参画・県民協働課
NPO・ボランティア係

〒790-8570 松山市一番町4-4-2

TEL：089-912-2305

FAX：089-912-2444

E-mail：danjokyodo@pref.ehime.jp